

底から挑戦する気になれないでいる。

The New York Times, Weekly Review, July 29, 1979.

(藤田貴恵子 参議院・社会労働委員会調査室)

危機に立つ年金制度

(西ドイツ)

(年金制度の「最先進国」である西ドイツで、最近年金制度の行詰りを危ぶむ声が高くなってきた。Die Welt 紙はこの6月6日付から数日間にわたってこの問題をとりあげ、Albert Müller記者が詳細な解説をしている。連載記事なので全文を紹介できないが、以下その要点の一部を記す)

年金財政は「平均して発展すれば」中期的にも、さらに1993年まで長期的にも、確保されていると1979年の年金調整報告は述べ、これは3月28日政府の承認を受けた。この場合拠出は1981年1月1日まで18.5%に上げられ、同時に年金調整率は1979年から81年までの間全体の賃金の増加水準以下に抑えられているという。

しかしこの平均的発展とは何をいうのだろうか。調整報告の基礎となっているところは、次の3つの仮定による9つのモデル計算である。すなわち、所得について、毎年5、6、7%の賃金上昇。就業者について、毎年0.3、0.5、0.7%の増加、の場合を仮定すると、年金保険の財政は1990年代までは確保されるはずである。ところが実際には今すでにこの中位の賃金上昇見通しは危ないのだ。年金調整報告をした社会咨問委員会では、その答申に賃金上昇率が長期的には5%以下としている上、将来賃金協定に当って、休暇の増加、労働時

間の短縮、その他の労働条件の改善が当然日程に上ってくることを指摘している。

結局将来の就業者数、それによる拠出率の増加を考え合わせると、連邦が年金保険に補助しない限り保険給付はできないことになり、年金保険の総支出の3分の1は連邦補助によることになる。ところが現在この補助は年金保険の支出の17%で、とても33%に達するはずはない。一方今年の年金保険の支出は、1978年の990億マルクに対し、初めて1千億マルクをこえて1,037億になっているのである。

一方就業者数についても、政府の楽観的な見通しに拘らず、ドイツ経済研究所は1985年について200万の失業者を予測しており、経済成長は自力ではこの失業増加を阻止する力がないと認めている。こうして年金財政の長期的安定を約束している政府見通しは、賃金の面からも就業者数の面からも、非常に薄弱な根拠に立っているのである。

(以上のように分析した後Müller記者はこれに対するボン財政租税研究所の提案を紹介している)。

研究所は年金保険の財政が重大な危機にあることを認める。1975年以後赤字が増大しているほか、さらに重度障害者の選択制年齢限度の低下(つまり早期の年金受給開始)、出産休暇、労働時間の短縮、女性の社会保障の新規定、人口の年齢構成の変化のため負担の増大が見込まれる。これについては国(連邦)の援助によるしかないが、連邦補助金は縮小されこそすれ、拡大の見込みはないのである。

それ以外には社会保険年金の課税の強化(年金支給の際保険機関が税金分を差引く)、年金受給者の疾病保険費用の分担(年金支給の際拠出分を控除する)、個人もしくは同一世帯での多数の社会給付の制限(いくつかの競合的給付の整理または課税強化)がある。老人保障について研究所が提案しているのは、公務員の過重扶助(Uber-versorgung)の整理で、これにより連邦、州、市町村は年間ほぼ10億マルクを節約できるはずである。公務員の中には働らいてい

る時よりも退職してからのの方が収入が増える者があるといわれており、最終の純所得の状態を考慮して、付加的扶助の給付は削減ないし廃止しなければならない。

(以上のほか、労働促進のため失業手当の削減その他、戦争犠牲者援護の問題、その他特に医療費について、及び上に簡単にふれた人口の老齢化の問題、男女の平等とそれによる女子の社会保障費の増加について、詳しい解説をしている。

Die Welt, 6~10. Juni, 1979.

(安積 鋭二 国立国会図書館)

非就業主婦に出産手当を

(西ドイツ)

就業している婦人と、職業についていない一般の主婦と社会給付に当って差別するかどうか、ということは、西ドイツではひとつの政治的な問題になっているが、Baden-Württemberg 州ではこれについて最近新しい例を示した。

同州では9月1日から就業していない母親に対し、一定の条件をみたし、一定の収入以下であれば、出産の場合2,000マルクの一時金を家族手当 Familien-geld として支給することになったのである。

これにより職業をもつ婦人もたない婦人は平等の権利を与えられたことになる。連邦議会は本年7月1日から就業婦人の出産休暇を2か月から6か月に延長し、それと共に出産手当を月額750マルク給付することを定めたが、Baden-Württemberg州政府によると連邦のこの措置は就業していない婦人に対する不当な差別であり、同州の今回の家族手当が連邦全体に及ぶことで、この差別

は解消されることになろう、と述べると同時に、連邦の措置を非就業婦人にも及ぼし、出産後6か月間月500マルクを給付することを予定している。

州政府の計算では州内で毎年2万7,000世帯が家族手当を受けるはずで、このための負担は1979/80年度で約6千万マルクに達するという。

家族手当は9月1日以後出産し、それまでに1年以上同州に居住する就業していないすべてのドイツ人及び外国人の婦人に対して、無税でかつ一定の所得限度をおいて無利子の補助として、支給される。純所得が夫婦の場合、連邦社会扶助法の「基準及び増加需要」の3倍を、また単身の母親の場合4倍をこえておれば支給されない。だから1子の家族だと月額最高2,800マルク、2子だと3,300マルク、3子だと3,800マルク以内を得ることになるわけである。

Frankfurter Allgemeine Zeitung, 21. Juli

(安積 鋭二 国立国会図書館)